

高等教育の修学支援新制度

家庭の経済状況に関わらず、学びたい意欲のある方が短期大学等に進学できるよう、入学金・授業料の減免と給付型奨学金の支給を併せて支援する制度です。本学は支援対象校として認定されています。

支援を受けるためには、家庭の経済状況のほか学業成績や学習意欲に関する要件があります。また一旦支援対象者に認定されても、世帯収入の変動や学業成績等により支援区分が変更となる場合があります。

【支援対象者】

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

対象者	年収の目安	支援額
住民税非課税世帯の学生	～約270万円	満額
住民税非課税世帯に準じる世帯の学生	～約300万円	満額の2 / 3
	～約380万円	満額の1 / 3

※上記の年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安です。基準を満たす世帯年収は家族構成によって異なります。

【支援金額（私立短期大学の場合）】※2020年12月時点

	授業料と入学金の減免額		給付型奨学金の支給額（年額）
	入学金（1回限定）	授業料（年間上限額）	
満額支援の場合	25万円	62万円	自宅 約46万円
			自宅外 約91万円
満額の2 / 3支援の場合	約16万円	約40万円	自宅 約30万円
			自宅外 約60万円
満額の1 / 3支援の場合	約8万円	約20万円	自宅 約15万円
			自宅外 約30万円

※詳細は文部科学省（高等教育の修学支援新制度）、独立行政法人日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

(1) 「高等教育の修学支援新制度」の対象者の入学手続納付金は、以下のとおり取り扱います。

- ① 入学手続納付金（入学金）は、納入期限までに全額を納入していただく必要があります。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。
- ② 入学後に所定の手続きを経て、減免対象者であることが確認できた方については、後日、減免相当額を還付します。還付時期については、入学後にお知らせします。ただし、本学への入学を辞退した場合、入学金は返還しません。

(2) 「高等教育の修学支援制度」への申込みについて

進学を検討されている方は、高校等在学中に本制度の予約採用に申込まれることをお勧めします。
(本学入学後に申込むこともできます。)

(3) 本学の学費支援制度との併用について

本学の学費支援制度との併用が可能です。「高等教育の修学支援新制度」で授業料の減免対象となるのは、本学の支援制度により減免される額を差し引いた後の学納金となります。

お問い合わせ先 学校法人 北杜学園 学費相談センター

TEL 022-217-9012 FAX 022-217-8881